

## 第 5 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 5 年 11 月 10 日（金）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸  | 2 番 松岡日出男  | 3 番 桐原 忠継  | 4 番 小出 満文  |
| 5 番 福本 博文  | 6 番 加藤 清孝  | 7 番 小林 公子  | 8 番 長崎 愛   |
| 9 番 榊 敏行   | 10 番 藤岡 恵雄 | 11 番 今村 建一 | 12 番 古澤 弥生 |
| 13 番 渡邊 和徳 | 14 番 渡邊 晃  | 15 番 豊田るみ子 | 16 番 池田 春香 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明 | 19 番 北野 暁之 |            |
- 欠席委員 無し
4. 議事日程
- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について         |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について         |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について         |
| 議案第 4 号 | 経営基盤強化促進法許可申請について              |
| 議案第 5 号 | 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について |
5. 事務局職員
- |    |       |
|----|-------|
| 局長 | 下田 朱美 |
| 次長 | 荒牧 憲政 |
| 主幹 | 藤野 貴洋 |

### 6. 会議の概要

発言者	内容
局長	<p>お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>委員さんにおかれましては、現地確認お疲れ様でした。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、第 5 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 19 名、南阿蘇村 農業委員会 会議規則 第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p>
局長	<p>それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。</p>
議長	<p>只今から第 5 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 5 番の福本委員、10 番の藤岡委員を指名します。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>

事務局	<p>はい、朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号4：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となります。</p> <p>番号5：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>番号6：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p> <p>以上、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。番号2につきましては委員案件ですので先に審議し委員の退席を求めます。</p> <p>(退席)</p>
1番	<p>議案第1号番号2番について、1番の友岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は農地を管理していただける方を探されておられ、この度譲受人と所有権移転の売買の契約が結ばれます。申請の農地は譲受人がお住いの住居のすぐ下に位置し、徒歩で通作ができ大変便利がよく農地を管理するには大変適した場所です。また、譲受人は大規模な畜産を営まれておられ事業規模拡大を図られており、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号番号2農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p>

	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号番号2は原案どおり可決致します。
	(着席)
議長	それでは残りの番号1、番号3から番号6まで地元委員の説明をお願いいたします。
5番	<p>議案第1号番号1番について、5番の福本が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は病気によって農業が出来なくなり譲り先を探されていました。今回知りあいの譲渡人と所有権移転売買という事で契約が結ばれるようです。譲受人は土木事業の傍らに農業も営まれており</p> <p>何ら問題はありませので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
7番	<p>議案第1号番号3番について、7番の小林が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢で農地を譲りたいと考えておられ、農地を耕作していただける方を探されておりましたところ、同じ地区で農業を営まれる譲受人と所有権移転の売買の契約が結ばれます。何ら問題はありませので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
14番	<p>議案第1号番号4番について、14番の渡邊が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢で村外に住まわれており農業は営まれておらず農地を管理していただける方を探されておりました。今回村内で農業を営まれる譲受人と所有権移転の贈与と契約が結ばれております。</p> <p>何ら問題はありませので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
19番	<p>議案第1号番号5番について、19番の北野が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢で農地を譲りたいと考えておられ、農地を耕作していただける方を探されておりましたところ、村内で建設業の傍らに農業を兼業されております譲受人と所有権移転の売買の契約が結ばれます。何ら問題はありませので、ご審議よろしくお願ひします。</p>
19番	<p>議案第1号番号6番について、19番の北野が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人はご高齢で農地を譲りたいと考えておられ、農地を耕作していただける方を探されておりましたところ、村内で建設業の傍らに農業を兼業されております譲受人と所有権移転の売買の契約が結ばれます。何ら問題はありませので、ご審議よろしくお願ひします。</p>

議長	はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。
	(異議なし)
	議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、番号1、番号3から6で異議がない方は挙手をもってお願い致します。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号番号1、番号3から6は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について番号1申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は植林となっております。
	番号2申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は進入道路の始末書添付となっております。
	以上ご審議ください。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
2番	<p>議案第2号番号1番について、2番の松岡が説明します。</p> <p>1番につきまして申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。申請者が今回申請される農地は、長年農地として利活用されておらず獣害被害も多く農地管理も難しい状況でした。今回、杉を植林され山林転用として土地の管理をされるようです。周辺同意等の配慮もされておられ何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p> <p>2番についてですが、申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。申請者が今回申請される農地は、申請者の宅地へ入る進入路となります。既に農地に舗装がしてあり、今回始末書添付での申請が上がっております。何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>

<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p>	<p>つづきまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について 番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は賃貸住宅となっております。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は住宅兼事務所となっております。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅となっております。</p> <p>以上、ご審議お願いします。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅となっております。</p> <p>番号5:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は個人住宅の始末書添付となっております。</p> <p>番号6:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は賃貸住宅となっております。</p> <p>番号7:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は進入道路となっております。</p>

	<p>番号 8:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は賃貸住宅となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。番号 3 につきましては委員案件ですので先に審議し退席を求めます。</p> <p>(退席)</p>
11 番	<p>議案第 3 号番号 3 番について、11 番の今村が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は農業の規模を縮小されたく農地を購入される方を探されておりましたが、今回譲受人と転用所有権移転有償ということで契約がなされております。譲受人は申請地で住宅展示を考えておられます。申請地は県道沿いで利便性も大変良い事から今回この地を選ばれております。排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 3 号番号 3 農地法第 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号番号 3 は原案どおり可決致します。</p> <p>(着席)</p> <p>引き続き残りの番号 1 から番号 2、番号 4 から番号 8 まで地元委員から説明をお願いいたします。</p>
2 番	<p>議案第 3 号番号 1 番について、2 番の松岡が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲受人は今回村の補助金を活用し申請地に賃貸住宅 3 棟を計画されております。集落の中に計画がなされており、排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
12 番	<p>議案第 3 号番号 2 番について、12 番の古澤が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p>

	<p>譲受人は海苔養殖の事業をされており今回販路を広げ事業拡大を計画する為に申請地で住宅兼店舗ということで計画が上がりました。申請地は住宅や店舗などが近年広がっている商業地でもあり将来性を見越し、この地が選定されており。周辺同意なども得ており何ら問題と思われまますので、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
12 番	<p>議案第 3 号番号 4 番について、12 番の古澤が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲受人は市内に住まわれておりこの度村へ移住を考えておられ譲渡人と、転用所有権移転ということで契約がされており。この申請地は住宅の集落地でもあり排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
14 番	<p>議案第 3 号番号 5 番から 8 番まで、14 番の渡邊が説明します。 番号 5 の譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲受人は村の空き家対策事業で申請地を購入され、譲渡人と転用所有権移転有償の契約が出来ております。住宅が建てられ既に数十年経過し始末書添付で今回申請が上がりました。排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
	<p>番号 6 番から番号 8 を説明いたします。 番号 6 の譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は病気をされており市内で入所されております。この度農地を処分されたく譲受人と転用所有権移転の話が出来ております。譲受人は村の補助金を活用され賃貸住宅を建設されます。役場からも近く利便性の高い処であり今回申請地として選択されたようです。排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
	<p>番号 7 は譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 こちらは番号 6 の事業と関連があり賃貸事業の用地の進入道路として譲受人と譲渡人とで契約がされており。何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
	<p>番号 8 番につきましても番号 6 と同じような案件です、 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 こちらも譲受人と譲渡人とで転用所有権移転の契約がなされ、村の補助事業を活用され賃貸事業が行われるようです。排水同意・周辺同意も得ており、何ら問題無いと思われまますのでご審議ください。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第 3 号農地法 5 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p>

	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。
議長	続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1から番号9・番号11から番号14の新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の1年です。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年で相続権者同意書有です。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年で相続権者同意書有です。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年です。</p> <p>番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の1年です。</p> <p>番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の1年です。</p> <p>番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の1年です。</p> <p>番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の1年です。</p> <p>番号9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の20年で相続権者同意書有です。</p> <p>番号10番は再設定の案件になりますので省略致します。</p> <p>番号11:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>番号12:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>番号13:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]</p>

	<p>農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>番号 11:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p> <p>以上、新規案件 13 件、再設定案件 1 件 ご審議よろしくお願ひ致します。</p> <p>議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員説明及び審議をお願い致します。</p> <p>6 番 議案第 4 号番号 1 番について 6 番の加藤が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人は保有している農地の一部を耕作していただける方を探されておりましたところ、譲渡人と近隣で新規就農され、担い手農家として活躍している譲受人と、賃借権設定の 1 年の契約がなされます。 何ら問題無いと思われます。ご審議ください。</p> <p>5 番 議案第 4 号 番号 2 番から番号 8 番について 5 番の 福本 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号 2 番から番号 4 番は同じ案件となりますので併せて説明いたします。 譲渡人はそれぞれご高齢である事や、農地の所有者が亡くなっておられ、営農が出来ず農地を管理していただける作り手を探されておりました。 今回、村で新規就農され地域で担い手として営農される譲受人と、賃借権設定の 5 年の契約が結ばれます。また、番号 2 番、3 番につきましては土地所有者が亡くなっておられ、相続権者同意書有の案件となります。</p> <p>続きまして、番号 5 から番号 8 まで併せて説明いたします。 こちらも番号 5 番から番号 8 番まで譲渡し人が、それぞれご高齢などの事情で農業を行うことが困難となり、農地を管理していただける方を探されておりましたところ、県内で農業法人として活躍される譲受人と賃借権設定 1 年の契約が結ばれます。何ら問題無いと思われますので、ご審議ください。</p> <p>事務局 番号 11 番から番号 14 までを事務局が説明します。</p> <p>番号 11 番から番号 14 番につきましては、熊本県農業公社をとおした特例売買となります。</p> <p>この制度は対象農地が農振農用地であり、買い手が担い手であることが条件での、売買となります。譲渡人、譲受人に伴って税制面での優遇措置を受け、特に譲渡人につきましては、土地代の譲渡所得に特別控除の優遇措置があり、譲渡所得については、ほぼ課税は免除されます。</p> <p>番号 11 番から 14 番は立野地区基盤整備事業の農地で、先月総会に上程しました案件の追加分となります。譲渡人がご高齢な為、営農が出来ず新たな耕作者を探さ</p>
--	---

	<p>れておりましたところ地域で大規模な営農を展開されます譲受人と売買契約が結ばれました。</p> <p>4件ともに、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願ひ致します。</p> <p>(異議なし)</p>
	<p>何もなければ、議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議のない方は挙手をもってお願ひ致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願ひ致します。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について</p> <p>番号1: 所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>農振区分は農振白地となっております。現況確認日は令和5年10月17日です。</p> <p>続けて事務局より説明申し上げます。議案書の後ろの方のページに議案第5号関連の所在地地図を付けておりますのでご覧ください。現地の現況写真も議案書にございますので併せて御覧ください。</p> <p>それでは説明いたします。番号1についてですが、この申請地は栃木区の村道 下牧・仮屋線沿いにあり栃木公民館から南東約200mの処に所在する農地です。既に農地の様子では無く、建物が建てられ数十年経過していることが推測されます。この非農地申請書の添付書類に不動産登記による建物登記がありましたので登記年月日を確認しましたところ、大正14年6月12日に所有権移転登記がなされており建築された年もその頃である事と思われます。</p> <p>農地法が施行された年が昭和27年となりますのでこの案件は農地法施工前の建築物である為に農地法が当てはまりません。過去にも同様の案件がございましたが、その際は熊本県とも協議を重ね、非農地で事務処理することが望ましいと回答も得ております。</p> <p>農業委員会事務局としては「今後農地としての復元が見込めない農地」と判断し非農地判断し上程した次第であります。以上 ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願ひ致します。</p>

<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>何もなければ、議案第5号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について、異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、12月の総会の日程を決めておきたいと思えます。12月12日 火曜日 14時から 場所は南阿蘇村役場の2階大会議室で行いたいと思えますのでよろしくお願い致します。また次回の農業委員憲章は11番今村委員、12番古澤委員にお願いしたいと思えます。その他で委員さんから何かございませんか？無いようですので、事務局から何かございませんか？</p> <p>12月の農業委員会総会後の初心者研修の開催、忘年会の件。  活動日誌の件  利用状況調査の件  農業新聞加入の件  阿蘇郡市最適化推進大会の件  九州ブロック女性農業委員推進大会</p> <p>以上をもちまして第5回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和5年12月12日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

5番

---

議事録署名委員

10番

---